

## 「介護報酬に関する意見(意見公募)」

三輪道子

### 3. 介護事業サービス関係者 (訪問介護員)

社会福祉法人京都福祉サービス協会登録ヘルパー

京都福祉サービス協会ホームヘルパー労働組合(通称・京都ヘルパーネット)

執行委員長

ホームヘルパー全国連絡会会員

私は1991年から現在まで訪問介護の仕事をする中で、また、数百人の組合員ヘルパーの声も代表して、介護報酬について意見を述べます。(訪問介護員をヘルパーと表記)

①介護保険事業の運営に、一部、国および地方自治体から補助金などの形で財源をあてること。

②訪問介護の介護報酬について、現行の3類型の分類は廃止して一本化し、利用者が必要とする援助が必要なきに、必要に応じて行なえる体制にすること。家事援助で訪問中に利用者の容態、体調の変化などで介護が要る、或いは逆の場合、制度上の制約のために的確な対処ができず、大変な事態になった場合が少なくない。家事、介護を生活支援としてトータルにとらえて、対処する方が合理的である。

③訪問介護の家事援助の評価を上げ、介護報酬単価を限りなく介護に近い額に抜本的に引き上げること。①の実施により、利用料増が利用者の負担に跳ね返らない形にすること。介護は技術的な力量が要るが、マニュアル化、パターン化できる部分があり、労働環境も利用者の生活圏で行なう。家事援助は厳寒、酷暑の中での労働も多く、労働環境も利用者の状況も個別性がある。利用者の意志を尊重しながら自立支援を図り、日常生活を維持し、生きていくために行なう家事援助について、大多数のヘルパーが、「介護より家事援助の方が身体的、精神的に負担が大きくて、むつかしさを感じるしんどい仕事で、専門性を要する」と語っている。

家事援助はヘルパーに、豊かな多技にわたる知識、技能、技術、観察力、洞察力、判断力、コミュニケーション術および人間性を要求する。一人で行なうことが多い。家事援助によって、利用者は生命と暮らしが維持できて、心身ともに元気になり、生きる意欲が湧き、病気が回復にむかい、家族関係も良好になったり、近隣の人々との交流ができるようになるなどの大きな変化と成果がみられる。埋もれていたニーズも発見できる。他の関係者に比べると、利用者とのかかわりも深く、信頼関係が密なので、生活をトータルに見て「その人らしさ」を尊重しながら人間としての

尊厳を最期まで守ることができる。それは家事代行ではない。そこには高い専門性が発揮されている。私たちヘルパーはこのような結果が「寝たきり予備軍をつくらない」大切で必要な援助であることを痛感し、地域社会からも期待されているのを実感する。

④訪問介護事業者が赤字にならない形で事業運営ができるようにするためにも、③の事項を実施すること。

介護保険施行前から京都市民に対する公的責任を担ってきた当事業所では、他の事業所が介護報酬の低さ故に敬遠する家事援助の依頼が多い(約6割)。介護は17、9%である。公的存在のために、これらの家事援助も引き受けざるを得ず、赤字運営を余儀なくされてしまう。事業所の運営が安定し、経営が圧迫されないようにし、京都市民に対する公的責任を果たしつつ、ヘルパーが安心して安定性をもって働けるようにすることが必要である。

⑤ヘルパーの仕事で生活できる待遇を確保すること。それにより、質の高いヘルパーを養成し、確保し、定着させねばならない。低い介護報酬はヘルパーの賃金にはねかえり、ヘルパーの仕事では生活していけなくなり、労働意欲も減少する。働き続けることができず、転職したり、資格を持つだけで終わる人が多く、これでは優秀な人材が育たない。それは訪問介護の質の低下を招いている。そのためにも③の事項が必要である。

⑥ヘルパーに対する研修、交通費、移動時間、記録、ケアカンファレンスおよび事務所維持に必要な経費が捻出できるように、介護報酬単価の中に組み入れること。

【意見公募様式】(A4版 夕字、1枚以内)

冒頭に「介護報酬に関する意見(意見公募)」と記載

○氏名又は名称・代表者の氏名

セントケア へいあん 平塚 村上美晴

○個人の場合:

※上記には、以下のいずれかを選んで記入して下さい。

1. 介護サービス利用者本人      2. 利用者の家族  
3. 介護事業サービス関係者 (      ○      )      4. その他

○団体の場合: 事業又は活動の内容

在宅介護サービス

1. 訪問介護  
2. 訪問入浴介護  
3. 訪問看護  
4. 居宅介護支援  
5. 福祉用具貸与

○意見内容

主として活動

介護保険の主たる目的は、在宅での介護の必然性の結果、導入されたものと思われ、その中心的事業が居宅介護事業であり、訪問介護事業であります。

しかし居宅介護支援は事業と云うには余りにも携けない報酬単価で、単独での事業は成り立ちません。

訪問介護にしても同様の事が云えます。家事援助の事があります。

現在、この種類のサービスがござりますが、1種類に整理し、簡潔明瞭にして、お客様に安心と与えサービスが出来る様な体系作りが必要かと思ひます。尚、全体的に見ても、間接経費も考慮しなければならぬと思ひます。

(注)

上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。

上記事項を記載した用紙とは別に、

- 住所
- 電話番号
- 連絡者の氏名

の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

## 『介護報酬に関する事業者団体ヒアリング』申請にむけたアンケート

福岡県 健和会 大手町在宅ケアセンター 居宅介護支援事業所 村上 泰子

現在の経営状況やサービスの質の確保など、介護報酬に関わって問題と感じていること。

- ① 当然のことながら大幅な赤字である。
- ② サービスの質については、県や市などの研修が行われ、さらに地域での学習会などもあり徐々にレベルアップがはかられている。
- ③ ケアマネの介護報酬の低さに、事業所を閉鎖するところ、ケアプランを断るところが多く、利用者は選べる状況にないのが現状。健和会は断らない方針ではあるが、このままの介護報酬が続けば、赤字ばかりかかえることになる。

厚生労働省に対して、介護報酬改善のために要求したい内容。

- ① 訪問介護の内容が「身体」「家事」だけでなく、「複合介護」「複合家事」「身体家事」などと細分されていて、わかりにくい。  
身体介護の割合で選択することが基本であるが、実際の運用として「限度額」や利用者の経済状況などで「介護内容」を決める事も多い。
- ② 独居の人の介護度が低めに認定されることも多く、「限度額」がオーバーになりがちである。出来ないなりにやらざるを得ない状況を「出来る」と判定されたりすることがあって問題である。

その他自由に。

ケアマネに事務作業はつきものであるが、対役所との関係ではかなり問題がある。保護課（生活支援係）や介護保険係の手続きの方法が区によって異なることで、ケアマネは何度も利用者と区役所の間を往復したりすることになる。とにかく「簡素化」「統一化」してほしい。郵便やFAXで済む所もあるし、わざわざ印鑑を持っていかねばならない所もある。こんなことでつまらない事務作業がふえる。急にサービスをいれる時は特にこまる。

## 介護報酬に関する意見（意見公募）

氏名 村松 明 次

個人の場合

1. 介護サービス利用者本人
2. 利用者の家族
- ③. 介護事業サービス関係者（ヘルパー）
4. その他

意見内容

事業所において介護や家事援助等やり方が  
ちがう。利用者の方が戸惑う事があります。  
厚生省等では決まっていると思いますが、現場では  
こなしている所です。

(例) 家事全般についてやる事業所がある為  
です。

ヘルパーに対して厚生省や区の方で無料で  
勉強会や講師の方をまねいて講座等々  
やっている様にしたいです。

(注)

- ・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- ・上記事項を記載した用紙とは別に、住所、電話番号、連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

当方は、居宅介護支援単独の事業所です。

介護保険が開始されたH12年4月から事業を開始しました。

初年度、2年目の赤字は覚悟の上でした。それでもひどい、必要経費を差し引くと、現在も給料分がでていません。

この制度を支えているのは50才前後の働き盛りの年代なのに、これでは生活が成り立ちません。

よい制度に育てる為には、ボランティア精神のみに依存してはなりません。

ケアプラン料は現在の2倍に設定してもらわなければ、事業として成立しません。

施設から全く独立したケアプラン事業所を必要としている人の多いにおどろかします。

しかし、事業として成立しなければ、施設付属のケアプラン事業のみが残ります。すべて自前のケアプランとする傾向に流れます。

独立したケアプラン事業が公平と最優先させられるにこだわらず、その事業の成立しない料金設定とあります。ケアプラン料は納得できます。

1件7,000円平均 月50件 ¥350,000 これで必要経費を引いては、事業として成立しません。

再考していただく必要があります。介護保険は、必要制度と思ふ語を持って従事いたします。